

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通行障害建築物となる建築物の高さの特例) 第3条 省令第3条の規則で定める場合 <u>(政令第4条第1号の国土交通省令で定める場合に限る。)</u> は、建築物の地盤面が当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合とする。この場合における省令第4条の規則で定める距離は、<u>同号イ又はロ</u>に掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに定める距離に当該地盤面から当該路面までの高さを加えたものをもって、その距離とする。</p>	<p>(通行障害建築物となる建築物の高さの特例) 第3条 省令第3条の規則で定める場合は、建築物の地盤面が当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合とする。この場合における省令第4条の規則で定める距離は、<u>政令第4条各号</u>に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める距離に当該地盤面から当該路面までの高さを加えたものをもって、その距離とする。</p>

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。